

石川県公報

令和2年11月6日

第13355号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○一般競争入札の落札者等	(管財課) 1
○県道の区域の変更	(道路整備課) 1
○県道の供用の開始	(同) 2
公 告	
○入札公告	(行政経営課) 2
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 3
○指定構造計算適合性判定機関の委任公告(建築住宅課)	4
監 査 委 員	
○定期監査結果公表	4
○財政的援助団体等監査結果公表	5

告 示

石川県告示第372号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
パーソナルコンピュータ 12台 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部管財課
金沢市鞍月1丁目1番地
- 落札者を決定した日
令和2年10月23日
- 落札者の名称及び所在地
リコージャパン株式会社
東京都大田区中馬込一丁目3番6号
- 落札金額
1,402,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
令和2年9月11日

石川県告示第373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和2年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
八野高松線	かほく市高松甲16番93地先から かほく市高松甲17番8地先まで	旧	13.31~19.50 35.1	津幡土木事務所 維持管理課
		新	16.31~22.41 35.1	
金沢田鶴浜線	かほく市高松甲17番6地先から かほく市高松甲17番6地先まで	旧	77.41~87.03 8.2	中能登土木 総合事務所 のと里山海道課
		新	77.41~87.39 8.2	
丸山加賀線	小松市大杉町フ66番1地先から 小松市大杉町コ12番1地先まで	旧	5.00~15.50 369.7	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	7.60~13.60 369.7	

石川県告示第374号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和2年11月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和2年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
丸山加賀線	小松市大杉町フ66番1地先から 小松市大杉町コ12番1地先まで	令和2年11月6日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

モバイルワークシステムのライセンス 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年12月11日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、

令和2年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室ネットワーク管理グループ

電話番号 076-225-1322

メール e120300@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

令和2年11月6日(金)から同月13日(金)までの石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

4 入札の日時及び場所

令和2年11月17日(火) 午前10時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎1611会議室(入札後、即時開札する。)

5 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を示した見積内訳書を持参しなければならない。提出を求めることがある。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は4に定める入札の日時及び場所に集合すること。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) この公告は、1(1)に係る予算が議会で議決されないときは、無効となる。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和2年11月9日から同年12月8日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
西谷内・古江地区	県営ほ場整備事業 (機構関連型)	県営土地改良事業変更計画書の写し	七尾市産業部 農林水産課

指定構造計算適合性判定機関の委任公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委任した。

令和2年11月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社都市居住評価センター
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- 構造計算適合性判定の業務を行う区域
県内全域
- 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務
全ての判定の業務
- 構造計算適合性判定の業務の開始日
令和2年11月6日

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年11月6日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
同 増 江 啓
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

- 監査の対象
地方自治法第199条第1項に規定する令和元年度及び令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理（以下「財務事務の執行等」という。）を対象とした。
- 監査の着眼点（評価項目）
監査に当たっては、財務事務の執行等が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から実施した。
- 監査の実施内容
財務事務の執行等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。
- 監査の結果
財務に関する事務及び経営に係る事業その他の事務事業の執行等について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象所属毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象所属	監査実施年月日	監査の対象期間	監 査 の 結 果
大阪事務所	令和2年9月30日	平成31年4月1日～ 令和2年3月末日	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業 その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に 処理されていると認める。
穴水高等学校	令和2年10月15日	令和元年8月1日～ 令和2年7月末日	〃
能登高等学校	〃	〃	〃
珠洲警察署	〃	〃	〃
飯田高等学校	〃	〃	〃
奥能登教育事務所	〃	〃	〃
中能登教育事務所	〃	〃	〃
能登空港管理事務所	令和2年10月19日	〃	〃
輪島警察署	〃	〃	〃
輪島高等学校	令和2年10月20日	〃	〃
鹿西高等学校	〃	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
羽咋高等学校	〃	〃	〃
七尾特別支援学校	〃	〃	〃
七尾東雲高等学校	〃	〃	生産物の売払収入事務において、売払代金の 一部が長期間調定されていないものがあつた。 今後、このようなことがないよう適正な会計 処理に十分注意すること。
七尾高等学校	〃	〃	所管の財務に関する事務及び経営に係る事業 その他の事務事業の執行等は、おおむね適正に 処理されていると認める。
七尾城北高等学校	〃	〃	〃
輪島漆芸技術研修所	令和2年10月22日	〃	〃
門前高等学校	〃	〃	〃
志賀高等学校	〃	〃	〃
羽咋警察署	〃	〃	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和2年11月6日

石川県監査委員 焼 田 宏 明
同 増 江 啓
同 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

記

1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和元年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監 査 対 象 団 体	監査実施年月日	監 査 の 結 果
学校法人金沢学院大学	令和2年10月7日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
学校法人河合学園	〃	〃
公益社団法人石川県青果物価格安定資金協会	〃	〃
公益財団法人石川県音楽文化振興事業団	〃	〃
珠洲市土地改良区	令和2年10月15日	〃
へぐら航路株式会社	令和2年10月19日	〃
輪島商工会議所	〃	〃